

浄化槽設置整備事業 補助金申請等マニュアル

鳥羽市環境課

平成30年4月1日

平成31年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

【はじめに】

このマニュアルは、鳥羽市浄化槽設置整備事業補助金を利用して、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）へ転換する方を対象に、補助金の対象となるケースや補助額、補助金申請にあたり提出する必要書類、申請の際に注意すべき点について記載しています。補助金交付申請手続きの参考としてください。

目次

1. 補助対象条件	1
2. 補助額（上限）	3
3. 転換の定義.....	4
4. 放流先について	4
5. 補助金交付手続きの流れ	5
6. 【参考】実績報告提出時の工事写真（例）	12

1. 補助対象条件

- ① 申請者が、鳥羽市の住民または、浄化槽設置後、市外から鳥羽市に住所を移される方
- ② 浄化槽設置場所が、下水道区域（相差・畔蛸町）以外であること
*下水道区域に設置する[※]場合でも、該当する場合がありますので、事前に環境課へ連絡し、補助対象となるか確認してください
- ③ 浄化槽を設置する建物が、住宅であること
*店舗兼住宅の場合は、居住スペースが、延べ床面積の2分の1以上であれば対象とします
- ④ 設置する浄化槽の大きさが、10人槽以下であること
- ⑤ 浄化槽に係る工事を、補助金交付決定通知日以降に行うこと
【注意】補助金交付決定通知日以前に、浄化槽に係る工事を行った場合、補助金の交付対象外となります。
- ⑥ 実績報告書を、工事終了後30日以内あるいは年度末（3月31日）のどちらか早い日に提出すること
- ⑦ 浄化槽設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けていること
- ⑧ 転換の定義（P4）に合致するものであること

【ポイント】

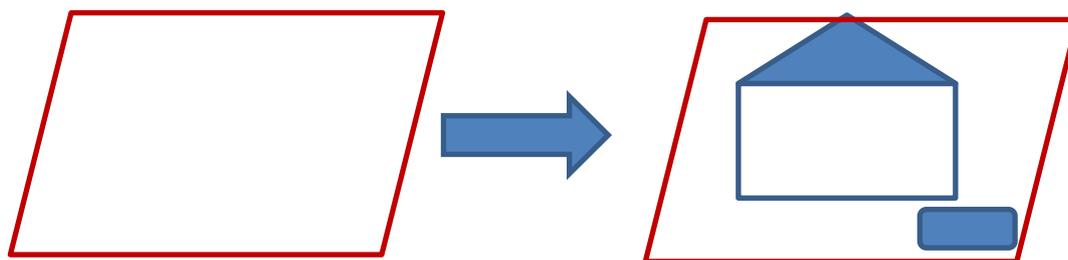
以下の場合、補助対象外とします。

- ① 新築住宅建設と同時に浄化槽を設置する場合
- ② 単独処理浄化槽やくみ取り便槽を利用している家屋を取り壊して、同一敷地内に新築する場合
- ③ 住宅（単独処理浄化槽またはくみ取り便槽が既設されているもの）を取り壊し、新築と同時に浄化槽へ転換した場合（空き家も含む）
- ④ 建売住宅の場合

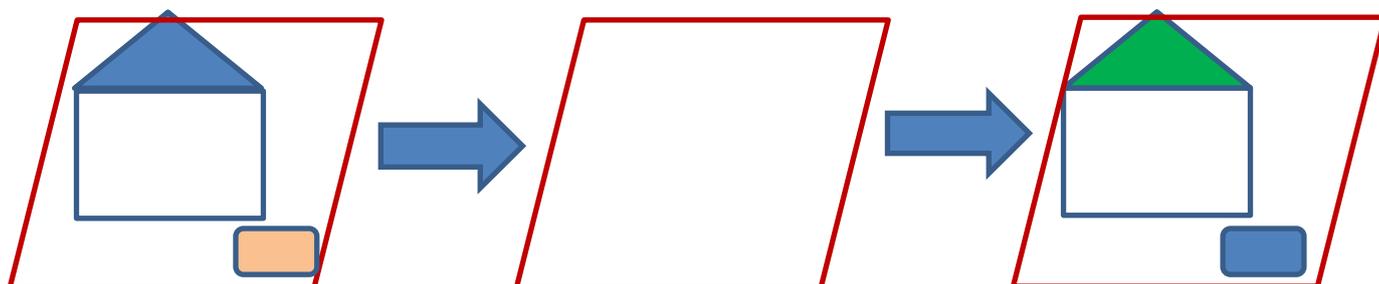
対象外となるイメージ図



【パターン1】：新築住宅建設と同時に浄化槽を設置する場合
(前ページポイント①のイメージ)



【パターン2】：くみ取り便槽または単独処理浄化槽が設置されている住宅を取り壊して更地にし、新築と同時に浄化槽へ転換した場合
(前ページポイント②,③のイメージ)



2. 補助額（上限） *令和5年4月1日改訂

① 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽への転換

人槽区分	設置費補助額	撤去費補助額	配管費補助額
5人槽	332,000円	90,000円	60,000円
7人槽	414,000円		
10人槽	548,000円		

* 撤去のみの場合は、補助対象にはなりません。

3. 転換の定義

【転換の定義】

浄化槽補助金における転換は以下のとおりです。

- ・住宅（単独処理浄化槽またはくみ取り便槽が既設されているもの）をリフォームし、同時に浄化槽へ転換した場合（空き家を含む）
- ・賃貸住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を、貸主の同意を得て、借主が浄化槽へ転換した場合

* 上記の単独処理浄化槽やくみ取り便槽は稼働していなくても構わない

4. 放流先について

浄化槽から出た排水の放流先については、以下のとおり確認してください。

1) 側溝に放流する場合

⇒側溝を管理する部署で確認してください。

2) 海域に放流する場合

⇒環境課（0599-25-1147）へお問い合わせください。

3) 農業用水路に放流する場合

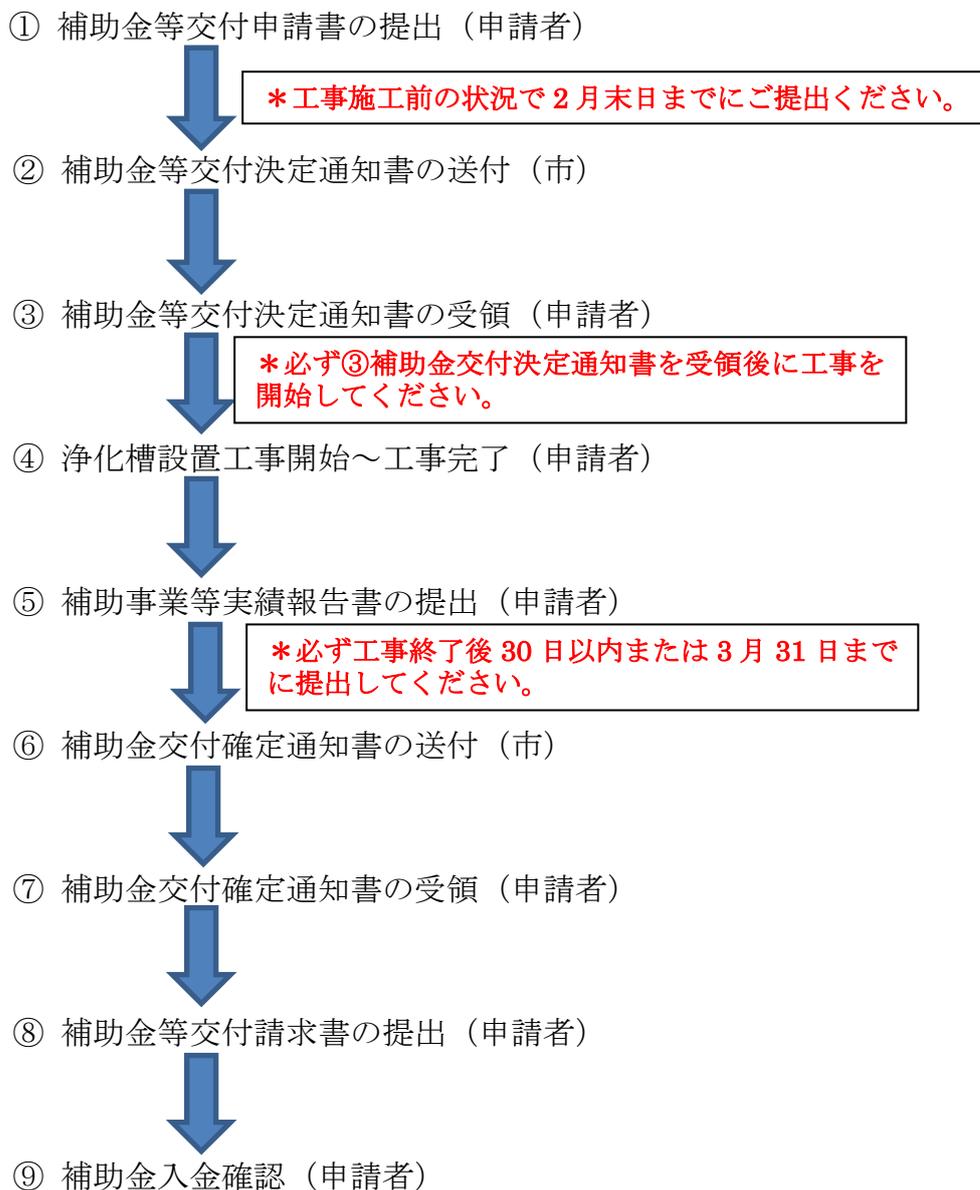
⇒管理部署及び影響のある農家への理解を求めてください。

4) 地下浸透の場合

⇒事前に環境課（0599-25-1147）へお問い合わせください。

5.補助金交付手続きの流れ

浄化槽設置整備補助金における手続きの流れは、概ね以下のとおりです。



①補助金等交付申請書類の提出

交付申請の際、以下の書類を提出してください。なお、申請書類に漏れの無いよう、必ず交付申請時提出資料チェックシートでチェックをしてください。

1) 交付申請時提出資料チェックシート

- ・市へ交付申請を提出する前に、このチェックシートで提出書類に漏れがないか確認してください。

【交付申請時提出資料チェックシート】

申請者住所：

フリガナ

申請者氏名：

	内容	備考	申請者 確認欄	市 確認欄
①	交付申請時提出資料チェックシート	本シート		
②	補助金等交付申請書（様式第1号）			
③	事業計画書及び予算書			
④	見積書等(写)	・予算書の内訳が分かる書類（見積書等）(写)を添付 ・工事請負契約書の写しに、金額の内訳が記載されている場合は、添付は不要		
⑤	浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写し	添付書類含む		
⑥	既存の単独処理浄化槽、くみ取り便槽の場所がわかる位置図	・浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写しの添付資料の図面に、追加で記載したものでもよい		
⑦	工事請負契約書の写し	収入印紙及び契約者・請負者の押印があるもの		
⑧	誓約書			
⑨	国庫補助指針に適合していることを証する登録証（写）			
⑩	登録浄化槽管理票(C票)(写)			
⑪	現場監督者の浄化槽設備士免状（写）			
⑫	確約書	申請者が市外の場合		
⑬	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の現状写真			
⑭	賃貸者の承諾書	申請者が住宅等を借りている場合		

2) 補助金等交付申請書（様式第1号）

3) 事業計画書及び予算書

4) 見積書等(写)

⇒予算書の内訳が分かる書類(見積書等)(写)を添付してください。

⇒工事請負契約書の写しに、金額の内訳が記載されている場合は、添付は不要です。

- 5) 浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写し
⇒浄化槽調書及び浄化槽設置届出書提出時の添付資料も含まれます。
- 6) 既存の単独処理浄化槽、くみ取り便槽の場所がわかる位置図
⇒5) 浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写しに添付されている図面に、追加で記載したもので結構です。
- 7) 工事請負契約書の写し
⇒収入印紙及び契約者・請負者の押印があるものを提出してください。
- 8) 誓約書
- 9) 国庫補助指針に適合していることを証する登録証（写）
- 10) 登録浄化槽管理票（C票）（写）
- 11) 現場監督者の浄化槽設備士免状（写）
- 12) 確約書
⇒申請者が、申請段階で、市外に住所を有している場合に必要です。
- 13) 現状の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の現状写真
- 14) 賃貸者の承諾書
⇒申請者が住宅等を借りている場合に必要です。

【注意事項】

- ①補助金等交付決定通知書に記載されている交付決定日以降に浄化槽にかかる工事を行ってください。交付決定日前に浄化槽にかかる工事を行った場合は、事前着工となり、補助金が交付されなくなります。なお、補助金交付決定日がどこに記されているかは、別途ホームページに掲載されている「記入例」で確認してください。
- ②補助金等交付申請書を受理してから、補助金等交付決定通知書を交付するまでに、市で書類を審査します。審査期間は概ね1週間程度となりますので、工事着工までに、余裕を持って申請をしてください（急ぎで決定をしてほしいという依頼をいただくことがあります、要望にお応えできない場合がありますので、ご理解ください。）。

②補助金等交付決定通知書の送付

補助金等交付申請書が提出され、市で書類を確認し、問題が無ければ、市より補助金等交付決定通知書（様式第2号）を送付します。

③補助金等交付決定通知書の受領

市から送付された補助金等交付決定通知書に記載されている交付決定日以降に工事を開始してください（交付決定通知日前に工事を実施した場合、事前着工となり、補助金が交付されなくなります）。

④ 浄化槽設置工事開始～工事完了

工事開始から工事完了までの間に、以下の事が生じた場合は、事業変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

- 1) 浄化槽工事を実施しなくなった場合
- 2) 補助額に変更が生じる場合
- 3) その他市が必要と認める場合

*不明な点は、鳥羽市環境課（0599-25-1147）へお問い合わせください。

⑤ 実績報告書の提出

工事完了後、以下の書類を提出してください。なお、提出書類に漏れの無いよう、必ず実績報告時提出資料チェックシートでチェックをしてください。

【実績報告時提出資料チェックシート】

申請者住所：

フリガナ
申請者氏名：

	内容	備考	申請者 確認欄	市 確認欄
①	実績報告時提出資料チェックシート	本シート		
②	補助事業等実績報告書（様式第7号）			
③	事業実績及び効果と収支決算			
④	浄化槽設置費・浄化槽撤去費・配管費の内訳が分かる支払証明書類(写)	領収書等(写)が、合計金額のみ記載されている場合、ただし書きにより、必ず内訳が分かるように記載		
⑤	浄化槽設置完了チェックリスト			
⑥	工事写真提出資料チェックシート			
⑦	工事写真			
⑧	既成底板コンクリート（PC版）製品仕様書(カタログ)	既成底板コンクリート（PC版）を使用する場合		
⑨	浄化槽法定検査依頼書(写)または浄化槽法定検査受付書(写)			
⑩	保守点検契約書(写)			
⑪	浄化槽清掃業務委託契約書(写)			
⑫	住民票抄本(写)	申請者が市外の場合に提出して下さい (申請者分のみ)		
⑬	産業廃棄物管理票(マニフェストA票)(写)	単独処理浄化槽を撤去する場合		
⑭	浄化槽使用開始報告書(写)			
⑮	浄化槽使用廃止届出書(写)			
⑯	浄化槽法定検査継続受検依頼書(写)			

(提出書類)

- 1) 実績報告時提出資料チェックシート
- 2) 補助事業等実績報告書（様式第7号）
- 3) 事業実績及び効果と収支決算

4) 浄化槽設置費・浄化槽撤去費・配管費の内訳が分かる支払証明書類(写)
 ⇒領収書等(写)が、合計金額のみ記載されている場合、ただし書きにより、必ず内訳
 が分かるように記載してください。

5) 浄化槽設置完了チェックリスト

6) 工事写真提出資料チェックシート

【工事写真提出資料チェックシート】

申請者住所：

フリガナ
 申請者氏名：

(工事前)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	工事前写真	浄化槽設備士が、実地に監督していることを証明する写真		
②	浄化槽本体の外観写真	浄化槽全体及びメーカー名、機種名が写っている写真		

(工事写真)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	床堀の写真	掘削箇所全体が映っている写真		
②	栗石・捨てコン又は鉄筋コンクリートの敷設の写真			
③	浄化槽本体に貼付されているラベルが確実に見える写真	浄化槽設置箇所全体が映っている写真		
④	水張りの写真			
⑤	埋め戻しをしたことが分かる写真			
⑥	かさ上げを行った写真			
⑦	上部スラブ工事の写真	上部スラブコンクリート配筋状況と完成後の上部スラブの写真ともに提出すること		
⑧	プロワ設置状況が分かる写真			

(工事完了時点)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	工事完了写真			

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合】

(単独処理浄化槽の撤去)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	単独処理浄化槽を掘り起こしている写真	①から③のうち、いずれかの写真を提出すること。		
②	単独処理浄化槽を解体している写真			
③	単独処理浄化槽を撤去し、産業廃棄物としてトラック等に乗せられた写真			

(既設の単独処理浄化槽が撤去できない場合)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	単独処理浄化槽を使用できなくなったことが分かる写真	①・②のうち、いずれかの写真を提出すること。		
②	単独処理浄化槽を埋め戻している写真			

(配管)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	配管の位置が申請時に提出済みの図面と照合できる写真			

【くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の場合】

(くみ取り便槽の撤去)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
①	くみ取り便槽を清掃している写真	①から③のうち、いずれかの写真を提出 すること。		
②	くみ取り便槽を取り壊している写真			
③	くみ取り便槽撤去後の写真			

(くみ取り便槽便槽が撤去できない場合)

	内容	備考	チェック	市 確認欄
①	くみ取り便槽を埋め戻した写真			

(配 管) 写真は配管を埋め戻す前の写真であること

	内容	備考	チェック	市 確認欄
①	配管の位置が申請時に提出済みの図面と照合できる写真			

7) 工事写真

⇒5. 【参考】実績報告提出時の工事写真(例) (P12~15)にてどのような写真が必要かを確認してください。

8) 既成底板コンクリート(PC版)を使用する場合、製品仕様書(カタログ)

9) 浄化槽法定検査依頼書(写)または浄化槽法定検査受付書(写)

10) 保守点検契約書(写)

11) 浄化槽清掃業務委託契約書(写)

12) 住民票抄本(写)

⇒申請者が市外の場合に提出してください(申請者分のみで結構です)。

13) 産業廃棄物管理票(マニフェストA票)(写)

⇒単独処理浄化槽を撤去する場合に提出してください。

14) 浄化槽使用開始報告書(写)

15) 浄化槽使用廃止届出書(写)

原本は、県へ提出してください。

16) 浄化槽法定検査継続受検依頼書(写)

【注意事項】

➤工事写真については、必ず別添「工事写真提出資料チェックシート」で、該当箇所を予め確認してください。工事写真が不足しており、確認ができない場合、補助金が交付できない場合があります。なお、必要な写真については、工事写真(例)を参考に撮影してください。

➤配管補助が対象になっていない場合でも、配管にかかる写真を提出してください。

⑥補助金確定通知書の送付

補助事業等実績報告書が提出され、書類確認等を行った結果、問題がなければ、市より、補助金交付確定通知書（様式第8号）を送付します。

⑦補助金交付確定通知の受領

市から補助金交付確定通知を受領したら、補助金の請求手続きを行ってください。

⑧ 補助金の請求

補助金の請求に必要な提出書類は、次のとおりです。

【提出書類】

- 1) 補助金等交付請求書（様式第9号）
- 2) 補助金交付確定通知書（様式第8号）の写し
- 3) 振込先

【注意点】

補助金は、申請者に対し交付するものです。したがって、振込先は、申請者本人の口座に限ります。それ以外は、受付できません。

⑨ 補助金の入金確認

補助金等請求書等が提出された後、市で振込処理がされ、補助金が振り込まれます。振込日は、請求日より30日以内（概ね中旬または月末）を予定しています。なお、振込通知書の発送は行いませんので、通帳で振込の確認を行ってください。

6. 【参考】実績報告提出時の工事写真（例）

実績報告提出時の必要書類となる工事写真（例）を以下に示しますので、撮影の参考にしてください。なお、工法等により下記の写真に該当しない場合もあります。

（注 意）

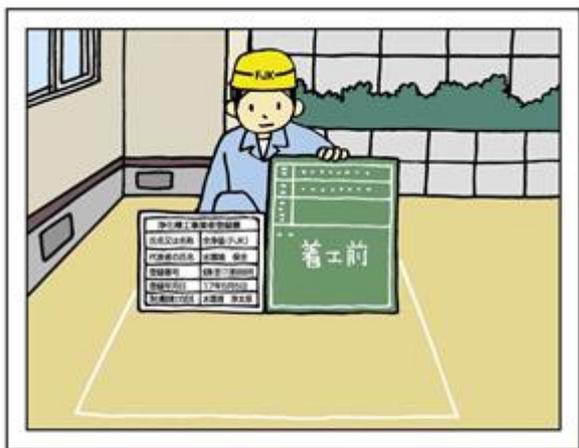
***当該工事写真(例)は、浄化槽設置に関するものを掲載しております。単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換等の場合、配管写真や浄化槽撤去写真等は必要となります。**

①工事前

【浄化槽設置工事の工程写真(撮影日を黒板に入れてください)】

※ 工事の安全管理上、工事関係者は必ずヘルメットを着用してください。

【写真1】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真



- 1) 浄化槽設備士は正面を向く。
- 2) 標識看板を掲げる。
- 3) 背景に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)とともに写す。

標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同第9号(図-1)による。(標識板の記載事項が判読できることが望ましい。)

【写真2】浄化槽本体の外観写真



補助金申請どおりの人槽・処理方式等がわかるよう、埋設前に浄化槽本体全体が映っていること

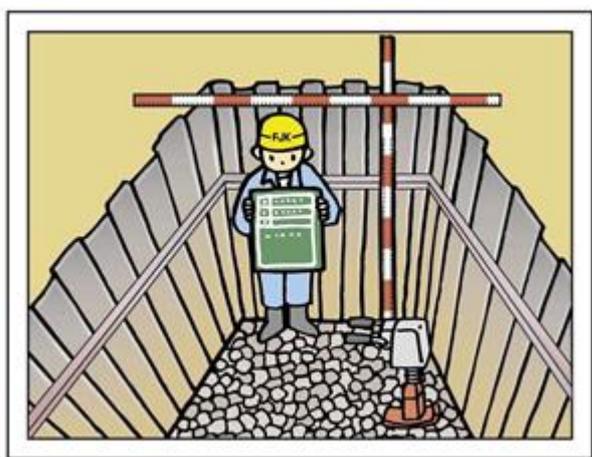
②工事写真

【写真3】床掘の写真

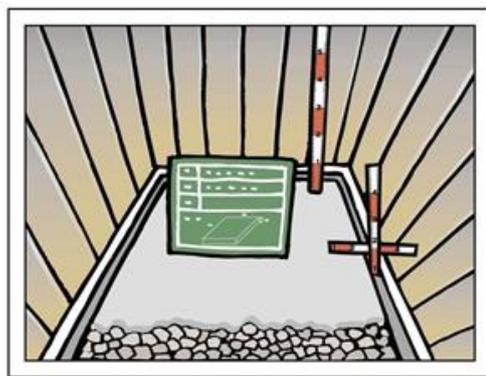


【写真4】栗石・捨てコン又は鉄筋コンクリートの敷設の写真

(栗石の写真)



(捨てコンクリートの写真)



(コンクリートの配筋状況)



(基礎底版コンクリートの状況)



【写真5】浄化槽設置及び水張りに関する写真



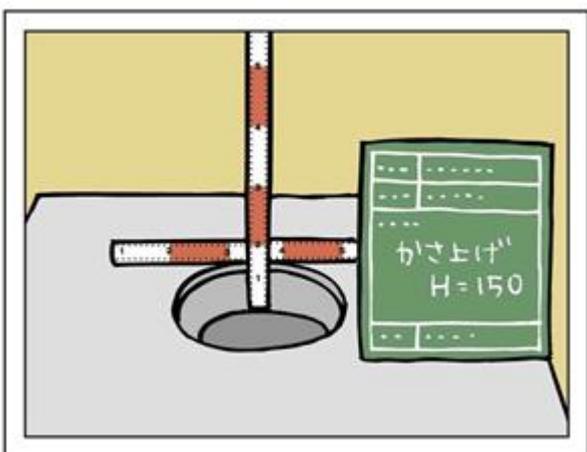
浄化槽に貼付されているラベル及び認定シールが確実に見える写真を撮影すること。

【写真6】埋め戻しをしたことが分かる写真



水張りをを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しを行っていること。

【写真7】かさ上げを行っている写真



バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてることとし、維持管理を行いやすいよう、かさ上げの高さは、概ね 30 cm以内とすること。

【写真8】 上部スラブ工事の写真
(上部スラブコンクリート配筋状況)



(上部スラブコンクリートの状況)



【写真9】 ブロワ設置状況が分かる写真



ブロワ、屋外用コンセント、アース工事
及び送気管とブロワの接続状況が分かる
ように撮影すること。

③工事完了時

【写真10】 工事完了写真



- ・浄化槽の工事終了後やの残土処理、片付けが終了したことが確認できる写真を撮影すること。
- ・浄化槽周囲の状況が分かるように撮影すること。

《写真提供：全国浄化槽推進市町村協議会》